

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 01

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
主担当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加		H23	63.6 %	70	64.3	68.0	69.0	69.3	**	89.1%
審議会等の女性の委員割合		H24	36.6 %	40	36.9	36.7	38.8	37.3	**	20.6%
市の課長級以上の女性の管理職割合		H24	5.3 %	10	6.1	6.6	6.9	7.4	**	44.7%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援
------	------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	25.4%	28.7%	41.9%	2.7%	1.4%
	第17位 / 20施策		5点満点中	3.74点(平均3.89点)	
27年度			5点満点中	3.75点(平均3.98点)	
26年度			5点満点中	3.80点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.0%	10.4%	72.6%	11.3%	2.7%
	第11位 / 20施策		5点満点中	3.00点(平均2.99点)	
27年度			5点満点中	2.99点(平均2.95点)	
26年度			5点満点中	2.93点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	拡充 多文化共生社会推進事業
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	新規 多文化共生社会推進事業
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいること	多文化共生社会の実現		-
【多文化共生の取組】 (目的)「尼崎市国際化基本方針」の理念を踏まえた「尼崎市民権教育・啓発推進基本計画」において、外国人市民にとっても住みやすいまちの実現を図る。 (成果) 外国人市民の日常生活をサポートする情報を掲載した5カ国語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語)の「あまがさきスタートガイド」を作成し、公共施設や関係機関に配布するとともに、市ホームページにおいても掲載した。 (課題) 「あまがさきスタートガイド」に掲載の情報が日常生活において有効に活用されているかの検証を行う必要がある。 【民族教育を選択する自由の支援】 (目的)多文化共生の観点から民族教育を選択する自由の支援や教育における保護者の経済的負担の軽減を図る。 (成果) 他都市の状況や本市の財政状況を考慮する中で、平成29年度から就学補助金の単価を年額7万円から8万5千円に改定した。 (課題) 就学補助金については、阪神間における他都市の状況や本市の財政状況を考慮し、引き続き検討を行う必要がある。			
行政が取り組んでいること	男女共同参画社会の実現		-
【男女共同参画計画に基づく取組】 (目的)「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」を策定して啓発事業等を推進し、本市における男女共同参画社会の実現をめざす。 (成果) 「第3次男女共同参画計画」(平成29～33年度)の策定にあたっては、「性の多様性に配慮した人権の尊重」など今日的な課題を重点化方針として盛り込むとともに、女性活躍推進法により策定努力義務となった「地域における女性活躍推進計画」を兼ねた内容で策定した。(目標指標) (課題) 「第2次DV対策基本計画」(平成30～34年度)の策定にあたっては、男女共同参画計画の基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指す計画として「第3次男女共同参画計画」を踏まえるとともに、DVネットワーク会議において、DVセンター機能の充実や関係機関との連携強化、女性センターにおける相談・心理的ケアの充実などの課題を盛り込む等の協議を行ったところであり、今後策定作業を進めていく必要がある。 【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】 (目的)指定管理者制度を導入し、男女共同参画社会づくりの拠点として効果的・効率的な施設運営と事業を実施し市民サービスの向上を図る。 (成果) 女性の就労を支援するための講座をハローワークと共催するとともに、園田学園女子大学と連携しデートDVの予防啓発を行うなど関係機関と連携した事業を実施した。 (課題) 多様化する課題に対応した更なる事業展開を図るため、様々な機関との連携促進に取り組んでいく。 【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 (目的)啓発事業等を実施し、男女共同参画社会づくりを効果的に推進する。 (成果) 男女共同参画推進事業者認定制度において、認定事業者に入札参加資格加点をインセンティブとして付与するなど、事業者による取組の促進と他事業者への波及効果を狙っている。この認定制度は2年ごとに募集を行っており、県の男女共同参画社会づくり協定事業者等への働きかけを行ったこともあり、平成29年度は25社から44社へと増加した。 男女共同参画推進員においては、「DV防止リーフレット」を配付するなどDV被害者を早期に相談機関へ繋げるための啓発や、テレビエのセミナーに参加するなど定型的な活動を中心に行った。 (課題) 男女共同参画推進員(市民委員)については、明確な活動内容がわかりにくい部分もあったことから、主体的な活動に繋がりにくいという課題があり、活動しやすい仕組みづくりが必要である。			
行政が取り組んでいること	ワーク・ライフ・バランスの取組推進		-
【ワーク・ライフ・バランスの取組】 (目的)男女ともに個性と能力を十分に発揮できるような働き方について啓発を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組推進を図る。 (成果) 「ひょうご仕事と生活センター」を中心に県、尼崎市経営者協会等との協働の取組として、女性活躍とワーク・ライフ・バランスをテーマとした「尼崎地域セミナー」を実施した。また、平成29年1月に女性の活躍推進を目指し、兵庫労働局と雇用対策協定を締結した。 (課題) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進については、県や市内経済団体等関係団体の意見を聴きながら検討してきたが、引き続き同団体等と連携を図りながら具体的な事業構築に取り組む必要がある。			

平成29年度の取組	
【多文化共生の取組】 外国人市民同士の連携や情報の共有を図るため、平成27年度に引き続き「外国人市民わいわいトーク」を開催するとともに、「あまがさきスタートガイド」が有効に活用されているかについての検討を行う。 就学補助金については、多文化共生社会の実現を目的として、在学している児童・生徒が民族教育を選択する自由を支援するとともに、保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行っている。	
【男女共同参画計画に基づく取組】 「第2次DV対策基本計画」については、「第3次男女共同参画計画」を踏まえ、これまでの課題や市民意識調査結果を検証するとともに、審議会の意見聴取や、DVネットワーク会議での検討を行いながら策定する。	
【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 市民委員の活動を深めていくため、テレビエの事業の企画実施や啓発誌の作成に参画してもらうなど、活動しやすいしくみを提供していく。	
【ワーク・ライフ・バランスの取組】 雇用対策協定に基づき、兵庫労働局(ハローワーク尼崎)との共同事業として、事業者向け「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催する。また、市内経済団体等関連機関と連携しセミナーの周知に努めるとともに、継続した取組となるよう引き続き連携強化に努めていく。	
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	
枠配分予算の捻出にあたっては、セミナーや研修において内部講師を活用する等、報償費の削減を検討していく。	

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・多文化共生の取組については、国際交流の取組とも連携しながら、外国人市民により一層情報が伝わるよう努めるとともに、引き続き情報把握を行い、生活しやすくなる諸条件を検討していく。	
・「第3次男女共同参画基本計画」に基づく女性活躍の推進のための取組については、関係各所と連携の下、市内事業所における女性の就労状況に関する情報の把握に努め、その推移を注視しながら施策を推進していく。	
・政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大を図るため、審議会等の女性の委員割合の増加に取り組んできた。引き続き、防災会議において女性部会を設けたように、手法を工夫しながら女性の意見が一層反映されるよう取り組んでいく必要がある。	
総合評価	
重点化	現行継続

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 02

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	02 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
主担当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合		H23 38.2 %	30	46.2	46.8	40.0	43.8	**	0%
人権啓発推進員の活動回数		H24 696 回	912	714	812	521	404	**	0%
人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数		H24 19,972 人	21,000	19,596	17,815	20,398	24,533	**	100%
語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合		H24 98.6 %	100	97.1	100.0	97.6	98.8	**	14.3%
啓発事業への参加者数		H24 223 人	400	298	303	306	301	**	44.1%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援
------	------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	25.4%	28.7%	41.9%	2.7%	1.4%
27年度	第17位 / 20施策	5点満点中	3.74点 (平均3.89点)		
26年度	第17位 / 20施策	5点満点中	3.80点 (平均3.99点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.0%	10.4%	72.6%	11.3%	2.7%
27年度	第11位 / 20施策	5点満点中	3.00点 (平均2.99点)		
26年度	第7位 / 20施策	5点満点中	2.99点 (平均2.95点)		
26年度	第10位 / 20施策	5点満点中	2.93点 (平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	新規 人権啓発標語募集事業
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	拡充 平和啓発推進事業(平和の祭典事業)
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいること	人権問題の啓発と人権教育の取組	総合戦略	-
<p>【人権啓発事業】 (目的)様々な人権問題について、時代の状況に応じた啓発事業の取組を行うことにより、人権問題の正しい理解と認識を深める。また、地域総合センターにおいては、市民相互の交流の促進及び人権意識の普及高揚を図るための拠点施設とする。 (成果) 平成28年4月から、人権相談窓口「じんけん何でも相談隊」を開設し、市民が不安を感じている人権侵害などの相談窓口を実施した。(目標指標) 今日的人権問題として、性的マイノリティ、障害者問題、子どもの問題などを積極的に取り上げ、啓発を行った。また、市民の人権意識の向上を目的とした「人権啓発標語募集事業」を実施し、6,624作品の応募を得て、啓発ポスターを作成し、新たな人権啓発標語の周知を図った。(目標指標) 尼崎人権啓発協会は、兵庫県下唯一の公益社団法人の人権啓発団体であり、全市的に人権問題講演会や人権啓発映画の上映などを実施し、人権問題の解決に努めている。(目標指標) 「じんけんを考える市民のつどい」については、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者問題をテーマに講演を行い、当該問題における正しい理解と、深い認識を促し、人権意識の高揚を図った。(目標指標) (課題) 市民の身近な人権相談窓口である「じんけん何でも相談隊」の更なる取組を強化するため、市民への周知を図る必要がある。今日的人権問題である性的マイノリティやヘイトスピーチに対して、正しい認識と理解を得る必要がある。</p> <p>【人権教育・啓発推進事業】 (目的)市民が主体となり、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指し、各行政区や地域総合センターを啓発拠点とする地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、人権が尊重されるコミュニティづくりを推進する。 (成果) 人権啓発推進員や社会教育課で設置している人権啓発推進リーダー及び人権啓発オピニオンリーダーは、身近な啓発リーダーとして地域や学校で様々な研修会に参加し、人権意識の高揚に努めるとともに、啓発活動を行うことで市民一人ひとりの人権意識の向上を図っている。(目標指標) (課題) 人権啓発推進員については、年々活動回数が減少していることから、より自主的に取組ができるように、その活動を活性化させるための方策を検討する必要がある。</p>			
行政が取り組んでいること	多文化共生社会の取組	総合戦略	-
<p>【平和啓発推進事業】 (目的)戦争の悲惨さを実感し、世界平和の尊さや大切さの理解を深める事業等を実施することにより、戦争を知らない世代に平和の願いを継承する。 (成果) 「被爆体験語り部事業」については、市内5か所の公立小・中学校で実施し、延べ903人の参加があり、アンケート結果では「平和の大切さや命の尊さを感じた」、「語り継ぐ大切さを感じた」の割合が98.8%である。(目標指標) 市内在住の小学生の児童と保護者を対象に、市内に現存する戦争の傷跡などを訪ね、平和の大切さを体験する「夏休み親子スタディツアー」を実施した。参加者アンケートでは、全員が「平和の大切さや命の尊さを感じた」と回答している。 「平和の祭典事業」実行委員会による市制100周年記念事業として市内全小学校の児童が折り鶴を折り、地域総合センターに通う高齢者が千羽鶴として完成させ、本庁南館ロビーに展示した後、広島市平和記念公園にある「原爆の子の像」に捧げる「届けよう平和の願い」世代間交流事業を実施した。 市制100周年記念事業として、平和の祭典事業講演会を「私たちはなぜ生まれてきたのか?」というテーマで実施し、平和と人権について考える機会を提供した。 (課題) 各種の平和推進事業を実施しているが、活動の担い手の高齢化の問題や、参加者の確保といった課題があり、事業の実施方法等について検証する必要がある。</p>			

平成29年度の取組	
【人権啓発事業】 「じんけん何でも相談隊」について市民へ周知を図るため、チラシやポスターを作成し、公共施設に配布する。 今日的人権問題である「性的マイノリティ」や「ヘイトスピーチ」に対して、正しい認識と理解を得るため、職員研修や一般市民が参加できる講演会を実施する。	
【人権教育・啓発推進事業】 人権啓発推進員の活動に対する課題を把握するため、アンケート調査を実施し、「人権啓発推進員のあり方」の検討を行う。	
【平和啓発推進事業】 平和施策の推進にかかる取組については、平和の尊さを次世代に伝えていく必要があり、事業の活性化を図るために、実施方法等の検討を行う。	
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	
枠配分予算の捻出にあたっては、人権啓発事業における委託料の見直しを検討していく。	

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・人権問題が多様化する中、人権啓発推進員は幅広く多様なテーマを取り扱う必要がある。一方で、活動量が減少しているため、アンケートを実施する中で要因分析を行う必要がある。	
・平和啓発については市制100周年記念事業として世代間交流を図るなど、取組を進めてきた。次の100年に向けて平和の大切さを伝承していくため、実施方法等の検討を進めつつ、全市的に平和を願い尊ぶ意識が醸成されるよう、引き続き取り組んでいく。	
総合評価	
重点化	転換調整
	現行継続

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 03

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	03 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
担当当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性はある」と回答した割合		H23	38.2 %	30	46.2	46.8	40.0	43.8	**	0%
差別落書き件数		H24	22 件	0	26	2	2	1	**	95.5%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	人権問題の啓発と人権教育 人権侵害防止と被害者支援
------	------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	25.4%	28.7%	41.9%	2.7%	1.4%
	第17位 / 20施策		5点満点中	3.74点(平均3.89点)	
27年度			5点満点中	3.75点(平均3.98点)	
26年度			5点満点中	3.80点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.0%	10.4%	72.6%	11.3%	2.7%
	第11位 / 20施策		5点満点中	3.00点(平均2.99点)	
27年度			5点満点中	2.99点(平均2.95点)	
26年度			5点満点中	2.93点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	新規 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費
2	新規 学校支援専門家派遣事業
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	総合戦略
<p>行政が取り組んでいること 人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>人権文化の息づくまちの実現をめざし、尼崎市人権教育啓発基本計画に基づく様々な施策を展開している。これらの取組にあたっては、人権問題が複雑化・多様化していることから、庁内はもちろん、関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要である。そのため、市民一人ひとりが人権問題を他人事ではなく自らの問題として受け止めることができるよう、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場を活用して「人権の大切さ」を学び考える機会を提供することが必要である。</p> <p>【同和問題】 (目的)同和問題の解決に向けた取組により、市民の正しい理解と人権意識の向上を図る。 (成果) 同和問題の解決にむけた様々な取組により、同和問題にかかわる人権侵害も少なくなっていることから、市民の理解が深まっていると思われる。(目標指標) (課題) インターネット上に見られる差別書込みから、依然として同和地区に対する忌避意識が見られるため、平成28年12月に公布・施行された「部落差別解消推進法」に基づき、引き続き市民に対して正しい理解を求める取組を行う必要がある。</p> <p>【外国人問題】 (目的)外国人に対する偏見や差別意識を解消することを目的として、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進める。 (成果) 多文化共生社会の実現を目指した講演会として、ヘイトスピーチの問題を取り上げて啓発を行った。またヘイトスピーチ対策のワーキンググループを設置し、庁内での情報共有及び連携を図った。 (課題) 多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めているが、依然として在日朝鮮・韓国籍の人をはじめとした人権侵害が後を絶たないことから、外国人に対しての偏見や差別をなくす取組が必要である。</p> <p>【差別落書き】 (目的)差別落書きについては、尼崎人権啓発協会と連携し適切な対応と拡散防止に努める。 (成果) 落書き件数は平成25年度をピークに減少しており、発生事例についても適切に対応している。(目標指標) (課題) 事案が発生した場合に適切に対応できるよう、施設管理者や市民に対応の周知を強める必要がある。</p> <p>【児童生徒に係るいじめの防止】 (目的)児童生徒に係るいじめの防止等のため、総合的かつ効果的に対策を推進する。 (成果) 児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じるなど重大事態に至ったケースの報告はこれまでにない。 平成28年度からは「尼崎市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止等に関する機関及び団体相互の情報共有等を通じて連携強化を図ったほか、「学校支援専門家派遣事業」を実施し、弁護士や小児科医等の専門家による支援を行った。 (課題) いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法や基本方針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応が全国的に発生しており、「地方及び学校のいじめ防止基本方針」の必要な改定が求められている。 「ネットいじめ」の全国的な増加で、スマートフォン等による誹謗・中傷の書込みや個人情報の無断掲載等が問題化している。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 (目的)インターネットによる人権侵害が増加する中、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書込みを監視するとともに、モニタリング事業を活用した職員研修を行う。 (成果) インターネット上での尼崎市に関する誹謗・中傷の書込みが減少していることから、一定の抑止効果があると考えられる。 (課題) 差別書込みについては、一旦インターネット上に掲載されると削除が困難になるため、モニタリング事業を実施する他都市と連携しながら、適切な対応を検討する必要がある。</p> <p>【性的マイノリティ】 (目的)LGBT調査では、日本の人口の約7%、約13人に1人がLGBTを含む性的少数者とされている。その当事者の約7割が学校でのいじめや暴力を受けたことがあり、その内3割が自殺を考えたという深刻な実態があることから、今日的な人権課題として、正しい知識の普及・啓発に努める。 (成果) 市民向けの講演会等で「性的マイノリティ」をテーマとして取り上げ、啓発に努めた。 (課題) 性的マイノリティの人にとって、自分らしく生きることができるとともに、社会の実現に向けた取組を強化する必要がある。</p>	-

平成29年度の取組

<p>【同和問題】 「部落差別解消推進法」をテーマとした、職員研修や講演会の実施を検討する。</p> <p>【外国人問題】 多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めるとともに、ヘイトスピーチ対策についての事例研究を重ねており、外国人に対しての偏見や差別をなくす取組を検討する。</p> <p>【差別落書き】 対応マニュアル等について市ホームページにて周知を行い、差別落書き発生事例については速やかな対応を行う。</p> <p>【児童生徒に係るいじめの防止】 平成29年3月に、「国のいじめ防止基本方針」が改定されるなどしたを受けて、「尼崎市いじめ防止基本方針」及び「各学校のいじめ防止基本方針」を改定していく。 引き続き、学校において、児童生徒に対する定期的なネットリテラシー教育や、生徒会活動などの中で、児童生徒による主体的な取組を実施する。また、家庭におけるルールづくりやフィルタリングサービスの利用の促進などを図っていく。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 モニタリング事業を実施する他都市と連携し、インターネット上の人権侵害への対策を検討する。</p> <p>【性的マイノリティ】 生きづらさを抱えている人たちに寄りそい、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、先進他都市の事例研究を行い、取組を検討する。</p>
--

新規・拡充の提案につながる項目

改革・改善の提案につながる項目

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
・「尼崎市いじめ防止基本方針」及び「各学校のいじめ防止基本方針」の改定にあたっては、現行の本市基本方針の運用状況等について検証し、本市の実情も踏まえた上で進めていく必要がある。

総合評価

重点化	転換調整	現行継続
-----	------	------